

平成26年9月12日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成26年9月12日（金曜日）午前10時開会

出席委員（5名）

委員長 西村勝男君

副委員長 志子田吉晃君

委員 浅野敏江君 菊地進君

高橋卓也君

出席議長団（2名）

議長 佐藤英治君

副議長 鎌田礼二君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君
健康福祉部長	桜井史裕君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	市民総務部危機管理監	鈴木正信君
健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
市立病院事務部長	伊藤喜昭君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君

事務局出席職員氏名

会議に付した事件

- 議題 議案第60号 塩竈市保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第66号 塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第67号 塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第68号 塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第69号 平成26年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第70号 平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第72号 平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第73号 平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第74号 平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

菊地 進議員から遅参する旨の通告がありましたので、報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。

携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いします。

本日の審査の議題は、議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」、議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第66号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第67号「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第68号「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第70号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第72号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第73号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第74号「平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算」の11件であります。

これより議事に入ります。

議案第60号、第61号、第65号ないし第70号、第72号ないし74号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

冒頭恐縮であります。昨日9月11日集中豪雨対応状況について、私からご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

昨日でありました。18時10分に市内に大雨土砂災害浸水害警報が発令をされております。ただちに職員の招集に努めたところであります。18時23分には土砂災害警戒が発令されております。20時39分には洪水警報の解除、20時45分には土砂災害警戒解除、そして22時23分、10時23分になりましたが、大雨警報も解除となったところであります。

降雨の状況であります。最大時間雨量であります。18時30分ごろ、32ミリの雨が降ったところであります。また、期間内の総雨量につきましては、34.5ミリでございました。

市の対応であります。警戒配備体制により職員招集を18時30分に発令をいたしたところ
あります。対応職員115名で対応させていただいたところあります。また、警戒配備体制会
議を19時30分、さらには20時30分、2回開催をしまして情報の共有に努めたところ
あります。さらに、防災行政無線による注意喚起情報を放送させていただきました。19時には、主に大雨
による浸水等が発生をしておりますという内容でありました。それから、19時25分につきまし
ては、大雨が降ったことによりましてがけ地等の崩壊の危険性があるということを放送させ
ていただいたところあります。

市内のパトロールであります。体制が整い次第ということで対応させていただきました。建
設部につきましては5班体制、市民安全課については2班体制で、市内をくまなく巡視をさせ
ていただいたところあります。特に、土のうを配布いただきたいという要請が5件寄せらせ
ました。本市職員が62袋を配布させていただき、19時45分に全て配付が完了いたしたところ
あります。

被害の状況であります。冠水被害であります。ヨークベニマル、ヤマザワ駐車場、そし
て藤倉地区におきまして冠水被害が発生をいたしたところあります。

また、一時通行どめをした箇所も3カ所ございました。1カ所は、北浜沢乙線の志賀石材さ
ん前付近であります。この場所は、高潮等によりまして冠水等により通行どめをせざるを得
ない状況でありましたが、18時10分から19時15分までの約1時間、通行どめの措置をとらせて
いただきました。また、仁接骨院前、北浜であります。この場所についても18時10分から19
時10分までの約1時間、そして吉津のダブル踏切周辺でありましたが、この場所についても18
時10分から19時15分まで一時通行どめという措置をとらせていただきました。

また、擁壁崩落事故もございました。花立町内でありましたが、個人宅の境界の擁壁が崩落
をいたしました。高さが約3メートルであります。幅が3メートルから4メートル、延長が20
メートルぐらいという状況でありました。夜間帯に入っておりましたので、とりあえずブルー
シートでもかけたいということで職員が現地にお邪魔をいたしました。それぞれの所有者の
方から結構でありますというお話でありましたので、けさ改めて現地の再調査をさせていただ
くこととさせていただきました。

また、落雷による停電も発生をいたしております。牛生町、芦畔、舟入一丁目、舟入二丁目
で一時的ではありましたが、停電等の事故も発生をいたしたところがございます。

以上が、昨日の集中豪雨による本市の対応状況でございます。よろしく申し上げます。

引き続きまして本題に入ります。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」など計11議案であります。

各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、説明をお願いします。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案資料のNo.5とNo.20をご用意願います。

まず、議案資料No.5の4ページをお開き願います。

議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」です。この条例改正の理由は、提案理由に記載のとおり子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い所要の改正を行おうとするものです。

まず、主な改正点についてですが、第1条では「保育に欠ける」を児童福祉法の改正により「保育を必要とする」に改めるものです。また、第4条は、現在保育の実施基準を定めておりますが、今回の改正では保育児童として条文を改めるものです。この第4条の改正につきましては、後ほどご説明いたします。第5条と第6条は、用語の整理を行おうとするものです。

この改正条例の施行時期は、附則に記載のとおり平成27年4月1日を予定しておりますが、第1条及び第4条については、子ども・子育て支援法の施行の日を予定しています。

続きまして、資料No.20の3ページをお開き願います。

今回の条例改正の内容をご説明いたします。

まず、1の主な改正内容につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

次に、2の保育の実施基準の取り扱いの変更についてですが、児童福祉法の改正により保育の実施基準の取り扱いが変更されたことによるものです。（1）の改正前は保育の実施基準を条例で定めることとなっておりますが、今回の法改正により（2）に記載のとおり児童福祉法及び子ども・子育て支援法で定めることになったため、条例の第4条の規定をなくそ

うとするものです。

なお、この規定をなくした上で保育等の支給認定に関する規定を追加するものでございます。支給認定とは、このページの下段に黒いひし形の説明書きがありますが、今回の制度改正で新たに増設された制度でございます。現在保育所を利用する場合は、保育所等に申し込みを行い、保育要件を満たせば入所できますが、例えば介護保険制度の中で介護サービスを利用する場合には要介護認定が必要なように、保育所等を利用する場合にも、事前に本市が行う保育等の認定を受けることが必要となりました。これを支給認定といたします。

4ページをお開き願います。

この支給認定のもととなる法律が、4ページの上段の子ども・子育て支援法第19条第1項の規定であります。このうち本市の保育所にかかわる部分が(2)の第2号と(3)の第3号の規定でございます。

支給認定のためには、第2号及び第3号いずれの場合も内閣府令で定める事由に該当することが必要となります。この内閣府令で定める事由につきましては、4ページの中ほどの3.保育を必要とする事由に記載しております図をごらんください。図の左側が現在保育所条例で定めております保育に欠ける事由で、右側が今回内閣府令で定められた新制度における保育の必要性の事由です。アンダーラインが追加された部分ですが、例えば①の保護者の就労形態も現在は昼間の常態的就労が要件であったものが、改正後は全ての就労形態に対応することが基本とされ、また右側に⑥の求職活動が加わるなど、保育要件が緩和され子育てをより支援するものとなっております。

おそれいりますが、3ページにお戻りください。

中段に改正前後の手続の流れを記載しております。(2)の改正後は、保護者の皆様にとりましては、①の支給認定の申し込み手続が加わりますが、保護者の負担とならないよう④の保育所等の申し込みと同時にできるものであり、これまでの申し込み方法と大きく変わらないものと考えているところでございます。

なお、4ページの下段には4として平成27年度の保育所利用手続の流れを記載しておりますが、新制度の実施により保護者の皆様が混乱することなく安心して手続をしていただけるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

塩竈市保育所条例の一部改正については、以上でございます。よろしくご審議願います。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号5の平成26年度第3回塩竈市議会定例会議案と資料番号20の第3回市議会定例会議案資料をご用意ください。

初めに、資料番号5の6ページをお開きください。

本条例案の提案の理由でございますが、こちら6ページに記載のとおり普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期を変更するために所要の改正を行おうとするものでございます。

恐れ入ります。資料番号20の7ページをお開きください。

1の目的といたしましては、国民健康保険税の普通徴収の納期回数をふやし、1回当たりの納税額を低減することによりまして、国民健康保険被保険者にとって納税しやすい環境整備を図ることを目的としております。

2の改正の内容といたしましては、(1)納期の変更といたしまして現行の8期から12期に変更しようとするものです。(2)の暫定賦課方式の採用につきましては、納期回数をふやすことに伴いまして、現在の本賦課方式による課税方法ですと前年の所得確定前の国保税の賦課ができないということがございますので、暫定賦課方式に改めるものでございます。

暫定賦課方式と申しますのは、本賦課を行う前に前年度の国民健康保険税の税額を基準に暫定的に当該年度の税額を定めるものであります。現在の本賦課方式による第1期の納期は7月末となっておりますが、暫定賦課方式を採用することによりまして、第1期の納期を4月末に年度当初に設定することが可能になってまいります。

なお、12期を採用した場合、第1期から第3期まで、月で申しますと4月から6月分までにつきましては、暫定的な税額で納税いただくこととなります。本賦課後の7月の第4期以降からの9回分で、本賦課による年度分の税額から第1期から第3期までの暫定的に賦課した分を差し引いた残額を納税いただくということとなります。

また、暫定賦課方式の場合ですと、国保税の納付書につきましても4月に第1期から第3期分の暫定分の納付書が送付されることになりまして、本賦課後7月に第4期から第12期までの9回分のものを送付することになるため、1つの年度に2回納付書を送付することとなります。

3の施行日等につきましては、平成27年4月1日から施行し平成27年度以降の年度分の国

民健康保険税について適用をします。

なお、資料番号20、同じ資料の5ページから6ページには本条例案の新旧対照表を記載しております。塩竈市国民健康保険税条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

議案第61号についての説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第65号ないし議案第67号の子ども・子育て支援新制度に係る3つの基準条例についてご説明いたします。

議案資料のNo.5とNo.20をご用意願います。

まず、資料No.20の12ページをお開き願います。

今回制定が必要な条例につきましては、①の塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と②の塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、③の塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3条例であります。以降の説明の中では、条例名にかえて①、②、③としてご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

この3条例のうち、まず①と②の条例の制定理由をご説明いたします。

子ども・子育て支援新制度では、新たに創設された旧制度を利用する幼稚園や保育所などの施設事業者においては、県または市による認可を受けた後に市による確認を受ける必要があります。その認可と確認に関する基準は、その権限ごとに条例で定めることになったものであります。ここで認可とは、人員配置、面積など施設事業に必要な基準を満たしているかを判断するものであります。また、確認とは利用定員、運営基準など施設事業者としての的確かを判断するものとなります。

資料の中ほどにある表をごらんください。

施設事業の累計の欄にあります教育・保育施設の認可の権限は宮城県でありまして、県が条例で基準を定めることとなります。同様に、小規模保育など地域型保育事業の認可の権限は本市にありますので、①の条例で基準を定めようとするものであります。

また、教育・保育施設と地域型保育事業の確認の権限はいずれも本市にありますので、②の条例で基準を定めようとするものであります。

続きまして、(2)の放課後児童健全育成事業の設備及び運営についてであります。放課

後児童健全育成事業の各種の基準については、これまで国のガイドライン等で定められておりましたが、児童福祉法の改正により市町村の条例で定めることとなったため、今回③の条例で定めようとするものであります。

次に、2番の塩竈市が定める基準の方針についてですが、条例の制定に当たりましては、国が示した基準を守ることによりそれぞれの設備や運営がしっかりと確保されるものと考えますので、基本的には国の基準どおりとしております。

市の独自基準といたしまして、塩竈市暴力団排除条例の基本理念を踏まえ、暴力団排除の項目を追加しております。

13ページをごらんください。

13ページの上段には、3番として今後の予定を記載しておりますのでご参照ください。

続きまして、4番の国が定める基準の概要のうち本市が引用する基準の主な内容についてご説明いたします。

①の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてですが、対象となる事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業があります。

14ページをお開きください。

14ページのイ. 事業ごとの基準についてであります。表の最上段にあります保育所につきまして、他の小規模保育事業などとの比較のため参考として記載したものでございます。以下、小規模保育事業、家庭的保育等について記載しておりますが、これら4事業の認可を行う際の職員数や保育従事者の資格、保育に必要な設備や面積などを最低基準として定めるものとなります。ウ. その他主な基準といたしましては、居宅訪問型保育事業を除いては基本的には3歳未満を対象とする事業となりますことから、卒園後の受け皿となる連携施設を確保することなどが必要となります。

15ページをごらんください。

②の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてですが、各実施する事業ごとに利用定員や運営に関する基準を定め、事業者としての確かどうかを判断するものとなります。運営に関する基準の主なものといたしましては、保護者から利用申し込みがあった際に、正当な理由がなければ拒んではならないといった応諾義務など利用開始に伴う基準や、幼稚園教育要領や保育所保育指針などにのっとりた教育・保育の提供に伴う基準のほか、管理、運営等に関する基準、撤退時の基準などの内容を定めるものとなります。

③の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてですが、これまで放課後児童クラブの運営に関しては、放課後児童クラブガイドラインがよりどころとなっております。今回の国が示す基準においては、放課後児童支援員の資格要件や1教室当たりの児童数、設備の基準、開所日数、開所時間などがより具体的に明記される内容となっております。

続きまして、おそれいりますが議案資料のNo.5をご用意願います。資料No.5の10ページをお開きください。

10ページにお示した議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行日につきましては、附則にもありますとおり子ども・子育て支援法を初めとする関連法の施行の日となっております。

11ページ以降の2つの条例につきましても、同様となっております。

条例として制定する3つの基準については、以上でございます。本市といたしましては、新制度が円滑にスタートできるように準備を進めてまいりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活福祉課からは、議案第68号「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号の5の13ページ、並びに資料番号20の議案資料の16ページをあわせてご用意ください。

まず、資料番号5の13ページないし14ページでご説明いたします。

この条例は、14ページの提案理由でございますように、1つ目は母子及び寡婦福祉法の一部改正と、2つ目は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、当該法令を引用している塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等4条例の関連条項の改正を行うものでございます。

次に、資料番号20の16ページをお開きください。

関係するページは16ページから19ページになりまして、4条例の新旧対照表で、右側が現行で左側が改正案になってございます。

主な改正内容です。1つ目は、法律名が改正されることに伴い条例で法律名を引用しているものの改正です。16ページの上段の塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例では、下線部分でございます。右側の「母子及び寡婦福祉法」が左側では「母子及び父子並びに寡婦福祉

法」に改正になるものです。

また、塩竈市母子父子家庭医療費の助成に関する条例に関する17ページの表の中ごろの下線部分です。右側の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、左側の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正になるものです。

このような改正が4条例で行われるものです。

2つ目の改正です。同じく17ページの第3条の括弧書きの見出しに助成対象者とあり、第2項では助成適用を除外する者を規定しております。その中の第2号で、適用を除外する者として新たに特定配偶者を加える改正を行うもので、18ページの塩竈市心身障害者医療費の助成に関する条例でも同様の改正があるものでございます。

また、18ページないし19ページの塩竈市営住宅条例では、第6条の2の括弧書きの見出しに入居者の資格の特例とあります。ここでは、単身入居者の特例に特定配偶者を加えるという改正を行うものです。

議案第68号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第69号「平成26年度一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。保険年金課からは、議案第69号のうち第3款民生費に係る部分、こちらの部分の補正予算についてご説明いたします。

資料番号17、平成26年度塩竈市一般会計、特別会計補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

3款1項1目の社会福祉総務費に国民健康保険事業特別会計繰出金としまして869万1,000円追加し、社会福祉総務費の総額を15億3,233万3,000円とするものでございます。

本補正予算は、議案第61号でご説明いたしました国保税の納期変更に伴う電算システムの改修費用の財源といたしまして国保会計に繰り出すものでありまして、法定内の繰出金でございます。

私からの説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 私からも議案第69号「平成26年度一般会計補正予算」のうち、生活福祉課関係予算をご説明いたします。

ただいまの資料No.17の9ページないし10ページと資料No.20の31ページないし32ページをあわせてご用意ください。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。資料No.17の9ページないし10ページです。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費20節扶助費に7,630万円を計上しております。内訳は、東日本大震災災害義援金受付団体分として6,578万円と、同じく宮城県配分として1,052万円でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

同じ資料の3ページないし4ページをお開きください。

第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金に歳出と同額で7,630万円を計上してございます。

次に、事業の概要等について、資料No.20の31ページないし32ページでご説明いたします。

1の概要です。東日本大震災で被災した世帯に対し宮城県災害義援金配分委員会で示された基準と本市配分委員会の審議結果に基づき、第6次の義援金受付団体分及び第5次の宮城県災害対策本部分の災害義援金を支給するものです。

2の義援金の配分基準及び補正予算の積算根拠です。まず、支給対象の縦の欄をごらんください。

今回の支給対象は、人的被害をこうむられた方、津波浸水区域以外における住宅被害、つまり地震被害を受けられた方、そして津波浸水区域における住宅被害を受けられた方になります。

次に、支給対象の横の行をごらんください。

死者、行方不明者の場合、受付団体分の第6次配分額が単価であらわされております1万円で、件数が64件、その支給額が64万円になります。宮城県分の第5次配分額が5,000円で、件数が64件、その支給額が32万円となります。支給額の合計が96万円です。以下、そのようにごらんになっていただければと思います。その支給額合計が、今回の補正額7,630万円になるところでございます。

次に、32ページの4、これまでの東日本大震災災害義援金配分額をごらんください。

今回の追加配分額とこれまでの配分額、そして合計が記載されております。死者、行方不明者の場合、今回の追加配分額が1万5,000円、これまでの配分額が117万円で、合計が118万5,000円になります。以上、そのようにごらんいただければと思います。

この義援金の支給は、寄附をお寄せいただいた方のお気持ちを伝えるため、9月中の支給に向け手続を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、予防接種事業費についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号17、平成26年度塩竈市一般会計、特別会計補正予算説明書の11ページ、12ページをお開き願います。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第4款衛生費第1項第2目予防費といたしまして予防接種事業費2,941万6,000円を計上してございます。

内容といたしましては、予防接種法施行令の一部改正により、平成26年10月1日から水痘及び高齢者の肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づきます定期の予防接種となりましたことから、本市で実施いたします予防接種の費用についてでございます。

内訳といたしましては、予診票の郵送などの通信運搬費といたしまして役務費22万2,000円、対象者の抽出等を行うための電算委託料といたしまして267万4,000円、医療機関等に対する予防接種委託料といたしまして高齢者の肺炎球菌ワクチン接種委託料360万円、同じく水痘ワクチン接種委託料といたしまして2,292万円、合計2,941万6,000円の増額補正をお願いする内容でございます。

なお、財源につきましては全額一般財源で措置してございます。

続きまして、事業の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号20、第3回市議会定例会議案資料の33ページの水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の定期予防接種化についてをお開き願います。

1、概要でございますが、記載してございます一番上の表をごらん願いたいと存じます。

初めに、水痘についてご説明を申し上げます。表中の接種対象者及び接種回数、対象者数をごらん願います。本来の接種対象者は、生後12月から36月に至るまでの間にある者となり、接種回数は2回、約700人の対象者を見込んでございます。経過措置といたしまして、今年度に限り生後36月を超え60月に至るまでの間にある者につきまして1回接種する取り扱いとなっており、約800名の対象者を見込んでございます。対象外等になる者につきましては、表の

欄外下に記載してございますのでごらんいただきたいと思います。

続きまして、上から2番目の表をごらん願います。高齢者肺炎球菌についてご説明申し上げます。

表中の接種対象者及び接種回数、対象者数をごらん願います。本来の接種対象者は、65歳の者及び60歳以上65歳未満で心臓等の機能または免疫の機能に障害を有する者となり、接種回数は1回でございます。経過措置といたしましては、平成26年度から平成30年度までは、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢となる者、及び今年度限りではございますが、101歳以上の者が対象となり、それぞれ接種回数につきましては1回の取り扱いとなっております。本来接種及び経過措置を合わせまして、約1,200名の対象者を見込んでございます。

対象外となる者でございますが、表の欄外下に2項目記載してございます。

1項目め、中ほどからでございますが、過去5年以内の接種者につきましては、接種による副反応の頻度が高く程度も強いため、再接種を回避する取り扱いとなっております。

2項目めでございますが、現在本市独自の任意接種として実施してございます高齢者肺炎球菌につきましては、70歳以上の者を対象に接種費用のうち3,000円を助成してございますが、このたびの定期接種化に伴い、来年度からは定期接種に移行してまいりたいと考えてございます。

2、接種方法でございますが、本市が発行いたします予診票を指定医療機関にご持参いただき、接種していただくものでございます。水痘につきましては、9月下旬に対象者の皆様に郵送をする予定でございます。高齢者肺炎球菌につきましては、5年以内の再接種リスクを回避するため、今年度新たに65歳及び70歳になられる対象者に対しましては9月下旬に予診票を郵送いたしまして、その他の対象者につきましては、広報及び市のホームページにより周知を図り、希望者からの申し込みにより改めて予診票を郵送させていただき取り扱いとする予定で考えてございます。

3、1回当たりの接種費用でございますが、表の記載のとおりでございます。自己負担額につきましては、水痘は無料、高齢者肺炎球菌につきましては、接種費用8,500円のうち現在実施しております任意接種と同額の3,000円の助成をさせていただき、5,500円でございます。

4、事業費及び財源内訳でございますが、歳出予算でご説明申し上げました内容について記載してございますので、ご参照願いたいと思います。

健康推進課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第70号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料番号16の6ページ、7ページをお開きください。

本補正予算は、平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算に歳入歳出同額となります6,667万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出とも同額の72億7,110万4,000円とするものでございます。

恐れ入ります。資料番号17、平成26年度塩竈市一般会計、特別会計補正予算資料の25ページ、26ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出予算からご説明申し上げます。

予算課目ごとの内訳についてですが、初めに1款1項1目一般管理費の委託料に高額療養費支給制度の改正に伴います電算システムの改修費用として462万9,000円を追加し、一般管理費の総額を2,097万6,000円とするものでございます。

なお、この改修につきましては、国の特別調整交付金の交付対象となりますことから補正額の財源内訳といたしまして、国、県支出金に374万3,000円を、国の交付金の交付対象とならない当該システムの基本ソフトの更新に伴う費用分といたしまして一般財源に88万6,000円を計上しております。

次に、2項2目賦課徴収費につきましては、議案第61号に関連した国保税の納期変更に伴います電算システムの改修費用といたしまして780万5,000円をこちらに追加し、賦課徴収費の総額を1,984万9,000円とするものでございます。

本件につきましては、国の交付金の対象とならないため、財源といたしましては全額を一般財源で賄うということになります。

同じ資料の27ページ、28ページをお開きください。

続きまして、8款2項の保険事業についてご説明いたします。

1目の保健衛生普及費、各種検診委託料といたしまして国保脳ドック助成事業に係る費用と新規事業に対する費用といたしまして375万円を追加し、保健衛生普及費の総額を3,110万1,000円とするものでございます。

また、2目の医療費適正化対策事業費に係る補正予算といたしまして、国保データヘルス計画の策定に係るレセプトの分析等にかかります委託料として429万3,000円をこちらに追加し

まして、医療費適正化対策事業費の総額を1,938万5,000円とするものでございます。

おそれいりますが、資料番号20、第3回市議会定例会議案資料の42ページをお開きください。

こちらにただいま補正予算の中で申し上げました脳ドック助成事業、42ページ、国保データヘルス計画が43ページに概要を記載しております。

初めに、脳ドック助成事業につきましては、8月の民生常任委員協議会でもご説明させていただきましたが、日本人の死亡原因として上位に位置している脳血管疾患に着目しまして、これまでの検診事業では対応できていなかった脳血管疾患の早期発見、治療を図るために、1万円を上限といたしまして検診費用を助成するものであります。本年4月1日現在における対象者数といたしましては886名となっております、本補正予算では、このうちの4割程度の方に受診いただけるものと想定の上で事業費を計上しております。

事業の概要につきましては、資料に記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、同じ資料の43ページの国保データヘルス計画策定事業についてでございますが、こちらにつきましても、8月の民生常任委員協議会でご説明いたしましたとおり、本市の国保被保険者のレセプトや健診情報を分析した上で、PDC Aサイクルに沿った効果的、効率的な保険事業計画を策定することによりまして、市民の健康と医療費適正化の促進を図ることを目的として実施してまいりたいと考えております。

計画期間等につきましては、資料に記載のとおりとなりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

資料を戻ります。資料番号17の29ページ、30ページをごらんください。

11款1項償還金及び還付加算金についてご説明いたします。

3目の一般被保険者償還金につきましては、国の平成25年度療養給付費等負担金の精算に伴う返還金といたしまして、こちら3,351万円を追加して一般被保険者償還金の総額を3,351万1,000円とするものでございます。

同様に4目退職被保険者等償還につきましては、社会保険診療報酬支払い基金への平成25年度療養給付費交付金の精算に伴う返還金といたしまして、1,268万4,000円を追加し、退職被保険者等償還金の総額を1,268万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の23ページ、24ページをお開き願います。

4款国庫支出金の2項1目財政調整交付金といたしまして、高額療養費制度の改正に伴う電算システムの改修に係る費用の国負担分といたしまして374万3,000円を追加し、財政調整交付金の総額を5億2,645万3,000円とするものでございます。

次に、10款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金に高額療養費システムの基本ソフトのバージョンアップと国保税の納期変更に伴う電算改修のための事務費繰入金といたしまして869万1,000円を追加し、一般会計繰入金の総額を4億5,048万3,000円とするものでございます。こちらの一般会計の繰入金につきましては、先ほど議案第69号のところでご説明申し上げました国保への一般会計から繰出金がこちらに当たるものになります。

次に、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、国等への返還金や保険事業の実施に伴う費用に充当するために5,423万7,000円を追加いたしまして、財政調整基金繰入金の総額を2億8,184万6,000円とするものでございます。

議案第70号の説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 続きまして、長寿社会課からは議案第72号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の保険勘定事業についてご説明いたします。

恐縮ですけれども、9月定例会資料No.17と資料No.20をご用意いたします。

まず、資料No.17の39ページ、40ページをお開き願います。

今回の補正の理由は2つございます。

まず1つ目についてであります。総括の表をごらん願います。

歳入歳出それぞれ2,856万7,000円を増額し、補正後の額を49億1,422万7,000円とするものであります。

これは、社会保険診療報酬支払い基金から40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者として交付される介護給付費交付金及び地域支援事業交付金について、平成25年度決算により生じた余剰金を現在介護保険特別会計の財政調整基金に積み立てているところですが、その支払い基金から平成25年度分の交付金額の確定通知が送付されましたので、基金を取り崩し歳入に繰り入れて精算を行うもので、昨年もこの時期、9月定例会におきまして同様の補正を行っております。

詳しい内容についてでありますけれども、41ページ、42ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

7款2項1目財政調整基金からの繰入金として、補正額が2,856万7,000円です。

恐れ入りますが、43ページ、44ページをお開き願います。

歳出になります。

7款1項2目国庫支出金等返還金であります。これは、第2号被保険者が負担するルール分の29%の金額であり、説明欄に記載のとおり介護給付費等交付金2,687万1,000円、地域支援事業交付金169万6,000円、合計2,856万7,000円の補正計上をいたしております。

続きまして、45ページをお開き願います。

これは、平成27年4月からの地域包括支援センターの増設、委託に向けて契約などの準備を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。当該年度以降の支出予定額に関する調書でありますけれども、平成27年度から29年度まで市内4つのセンターの支出予定額として1億5,792万円を計上しております。

恐れ入りますが、資料No.20の45ページをお開き願います。

地域包括支援センターの増設についてであります。定例会の初日に市長と部長からご説明を差し上げておりますので、詳しい説明は省略させていただきますけれども、今後のセンターのイメージと必要経費について若干ご説明いたします。

次のページ、46ページをお開き願います。

中ほどに現行と増設後のイメージ図を示しております。現行の部分ですが、真ん中の点線部分が本市となります。保険者の直営センターと左側が西部地区のセンター、右側が北部地区のセンターで、現在市内をこれらの3つのセンターで担当しております。

増設後ですが、左側から西部地区、南部・東部地区、右側に北部1地区、北部2地区で、保険者の上に記載のとおり浦戸地区に包括支援センターを設置し、市内に5つの地域包括支援センターを設置することになります。

次に、必要な経費についてご説明いたします。隣の47ページをごらん願います。

中ほどの7、必要経費（委託費）です。この表の一番下の計の欄ですが、1施設当たりの人件費、3人体制として3年分、3,948万円、隣の欄、4、施設の人件費、3年分の計として1億5,792万円を計上しております。

なお、各年度の限度額と財源の内訳ですが、一番下の9、債務負担行為による限度額及び財源内訳をごらん願います。各年度記載のとおりであり、本市の一般財源分ですが、介護保険事業のルール分が19.75%ですので3,119万円を計上しております。

平成27年度4月からは増設によりまして身近な地域で気軽に相談できる環境が整うものと期待しているところでございます。長寿社会課からの説明は以上でございます。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第73号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号16の17ページ、18ページをごらんください。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,138万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,237万4,000円とするものでございます。

次に、各項目の内容についてご説明申し上げますので、資料番号17、補正予算説明書の48ページ、49ページをごらんください。

初めに、歳入予算でございます。

歳入予算につきましては、こちらの5款1項1目繰越金といたしまして、平成25年度決算の収支差分、差額分といたしまして、1,138万円を追加し、繰越金の総額を1,138万1,000円とするものでございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

同じ資料の50ページ、51ページをごらんください。次のページになります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に1,099万円を追加いたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金の総額を7億222万6,000円とするものでございます。これは繰越金のうちの広域連合に納付すべき金額を計上するものでございます。

次に、同じ資料の次のページ、52ページ、53ページをごらんください。

3款1項1目保険料還付金に39万円を追加いたしまして、保険料還付金の総額を139万円とするものでございます。これは、繰越金のうち平成25年度決算時点におきまして、還付未済となっております保険料を被保険者に対して還付するために計上するものでございます。

議案第73号に係る説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院業務課長 最後に、病院から議案第74号「平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号18の補正予算資料、20の議案資料をご準備いただければと思います。

まず、補正予算の全体像をご説明いたしますので、資料番号20の49ページをお開き願いたいと思います。

まず、1番の概要でございます。今回26年度整備予定の医療機器につきましては、当初予算では一般財源、リースによりましての整備を予定しておりました。今回県市町村課との協議で、企業債借り入れのめどが立ちましたので、今回一般財源から企業債に財源の振りかえをするものでございます。

下段の表でございます。3,500万円予定しておりますけれども、そのシミュレーションでございます。上のほうがリースでございます。6年リースで利率が大体1.52%の72回払いということで、総支払額が3,834万円と見込んでおりました。これが企業債をお借りすることによりまして、利率が0.25%、6年償還枠はありませんけれども、総額が3,528万円となります。このうち半額が交付税算入ということで1,764万円交付税算入ございまして、病院の実質の負担が1,764万円となります。

下段の削減額でございます。毎年345万円ほど、総額で2,070万円ほどの削減効果が今回の財源振りかえによって見込まれるものでございます。

2番目の整備予定の医療機器でございます。今回の医療機器、予定では記載にございますエックス線撮影装置、生体情報モニター、内視鏡システム、超音波診断装置と今回4点を購入予定でございます。ご参照いただきたいと思います。

3番目、事業スケジュールでございます。今後、今回認定していただきますれば、県から内示いただきましたら許可申請をいたしまして、10月になりまして企業債の許可をいただき、各機器の契約を始めていきたいと考えてございます。

4番目の財源内訳といたしまして、全額企業債ということで賄いたいと考えてございます。

5番目のその他でございます。これは当初予算でこれまで起債で計上しておりました手術室の滅菌洗浄装置、当初医療機器ということで5年償還で予定してございました。これにつきまして、また県との借り入れ協議の中で、これは機器ではなくて病院の設備としていいのではないかとありまして、設備になりますと起債の償還年数が5年から15年ということで延長できるということで、今回施設購入費から施設改良費へ予算の振りかえを行うことによりまして、単年度の償還額を軽減していきたいと考えてございます。

下段の表でございますけれども、5年での償還ですと毎年1,130万円ぐらいの償還予定でございました。これが15年に延期されますと毎年400万円になりまして、730万円ぐらいは単年

度の持ち出しが軽減できるという内容でございます。

これを除きます補正予算の内容でございます。

18の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条でございます。ここに収入と支出補正しております。第1款資本的収入第3項の企業債に3,500万円補正いたしまして、企業債計上予算額全額が2億6,800万円に3,500万円補正いたしますと3億300万円という補正でございます。

支出でございます。

第1款の資本的支出第1項施設改良費、既決予定額の2億9,035万円に今回その3,500万円補正いたしまして3億2,735万円となるものでございます。

第3条でございます。債務負担行為の限度額の変更でございます。期間につきましては、今年と同じでございますけれども、限度額3,500万円から500万円に限度額を修正させていただきたいと思っております。

第4条といたしまして、起債の限度額でございます。補正前が2億6,800万円、これに3,500万円追加いたしまして、補正後が3億300万円の記載の限度額と予定してございます。

次に2ページを開いていただきたいと思います。

2ページの下段の支出をごらんいただきたいと思います。

先ほどご説明いたしました手術室の滅菌装置、これは当初1目の施設購入費ということに計上しておりました。これを2目の施設改良費に振りかえさせていただきまして、5,600万円をこの施設改良費に持っていきたいと考えてございます。今回3,500万円は施設購入費に入るんですけれども、5,600万円が下に移ったということで補正予定額はマイナス2,100万円ということになってございますので、5,600万円の滅菌装置分がこの施設改良費に移動したということでございますので、よろしく願いいたします。

病院の補正予算は以上でございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。質疑はまず一般会計分野である、議案60号、65号ないし69号について委員各位のご発言をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 質疑に当たって、資料を求めたいと思います。

読み上げます以下の4点について資料の提出を求めます。1つ目に塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案の概要、2つ目に塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準案の概要、3つ目に塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案の概要、4つ目にパブリックコメントでの問題点、以上の提出をお願いいたします。

○西村委員長 ただいま要求のありました資料について、市当局において確認をお願いします。
内形副市長。

○内形副市長 ただいま高橋委員より4点につき資料の要求ございました。これらの資料につきましては、作成次第、当委員会に提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○西村委員長 では、お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、質疑を続けます。ご発言をお願いします。

高橋委員。

○高橋委員 済みません。失礼ですが、今要求した資料はいつごろ出るのでしょうか。これからの質疑に必要な資料として要求したんですが。

○西村委員長 では、内形副市長。

○内形副市長 取り急ぎ作成いたしまして、本委員会に提出させていただきたいと思いますので、お1人の委員さん終わり次第です。

○高橋委員 それでしたら、私の要求した資料を使って質問したいと思いますので、1人目の質問をほかの方にお譲りします。

○西村委員長 高橋委員より申し入れがありました追加資料の配付については、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 では、ご発言をお願いします。

志子田委員。

○志子田委員 では、私から条例関係、それから一般会計の補正のところということで、そこに限ってということでございますので、順番にお聞きします。

議案60号の保育所条例から1点だけ、確認のため。資料20の3ページ、4ページですか、ここに条例の改正ということで書いてあったこの4ページなんですけれども、新制度におけるちょうど真ん中ごろのところに保育を必要とする事由ということで、そのことを確認したいんですけれども、今までは保育に欠けるということだったんですけども、今度は保育を必要とするということで対象者が広がると思うんですけれども、それで4ページの事由のほうの中身がもう少し具体的にいろいろなっておりますので、その辺のところはなぜ今回こういうふうに対象者を広げるように制度がよくなるということでしょうけれども、何か今まででは困った事例があったのかどうか。あるいは、このようにすることによって開設者が広がって利用しやすくなると思うんですけれども、その辺のところの基本的な条例をつくった考え方をもう一度確認したいのでお願いします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 ただいまこれまで条例で定めておりました保育に欠ける事由の項目が新制度導入で保育の必要性の事由となったことで、対象が広がるということでございますけれども、以前の保育に欠ける事由におきましても、児童福祉法の中ではこういった事由が該当しますということで規定はされておりました。それに基づいて市で条例を制定しておりましたところでは、今回新制度における保育の必要性の事由におきましては、こちらでも今回子ども・子育て支援法の施行規則の中で示されたことによりまして、こういった項目が追加になるということでございます。

うちのほうといたしましても、求職活動や就学、虐待やDVで、必要な方がいらっしゃるということで、こういった項目が追加になるものだと考えております。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

対象者が広がるということだから、いいほうへ改正ということなのはわかったんですけども、今までそういうことで新しくなれば利用者はふえると思うんですけれども、逆を言えば今までは利用できなくて困っていたということになるかと思うんですけれども、そのように今度利用者がふえそうな人数というのは、この条例が変わることによって活用できる人は大体どのぐらい見込んでいるんですかね。その辺、教えてください。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 これまでの制度の中で、保育に欠ける事由の中で求職活動と

いうものにつきましては、これまでも求職活動で2カ月程度のうちに仕事を見つけていただくという条件で、求職活動については認めて保育所へ入所させることは行っておりました。ただ、就学ですとか虐待やDVのおそれがあること、そういった部分につきましては、これまで余りなかったことごさいますので、潜在需要がどの程度いるのかというのはこちらでもなかなかわからないということです。ただ、こういった事由がふえることによりまして、やはり対象者というのはふえていくのではないかということでは考えられるところごさいます。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

何か歯切れ悪いね。いまさらとにかく就職活動、すぐ見つけてくださいといってもすぐ見つかるかどうか分からないときということ、もし今後そうした方が申し込めるということなので、よくなることですから。60号、一応確認しました。

それから、61号の国保条例のことで資料の20の7ページです。8期から12期になるということで、すごく私もこれは期待して何回も聞いていたので、今度から移行してくれるということでよかったなということです。それに伴う補正で予算的なことは聞きますけれども、12期になってメリット、デメリットといえば、デメリットのほうが補正に係るシステムのなことだけということでのよろしいのかどうか。あとはみんないよいよ市民にとっても収納率の向上もメリットとしては考えられるんですけれども、強いて何かデメリットみたいものが考えられるとしたらありますか。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今回税条例を改正して8期から12期に変えることによってデメリットはというお話をいただきました。我々といたしましては、今回確かに8期から12期に変えることによって、一時的にシステム改修費等がかさむということがごさいますが、それ以上にメリットであると申しますか、12期になることによって1期当たりの負担が減ること、納税環境が整備できること、こちらのメリットのほうがより大きいという判断をしております。納税環境の整備ということも収納率の向上に結びつけながら、かかった費用はそれで収納率向上という形で考えていただきたいと考えております。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

何もないと思いながらも聞いたんですけれども、今までと違う仕事になるということか、あるいはお知らせするのに特別今までと違うことになるから、その辺のところで仕事がふえるということかな、あるとすれば。わかりました。

次、65号、66号、67号のことを3つまとめて。資料の20の12ページのところに制定必要な条例、一番上のところに①、②、③ということで条例が長いから書いてあります。

それで、特に①のところで12ページのところの真ん中ごろに認可と確認ということが書いてあるんですけれども、塩竈市が今度認可したり確認したりするときは、その判断というのは13ページに書いてある子ども・子育て会議になるのかなと思うんですけれども、では最終的には市長が決めるということになるんでしょうけれども、最終判断は。その辺の判断するところの団体というんでしょうか、意思決定機関、この辺のところはしっかり子ども・子育て会議でこう判断したからオーケーですよ、いや、基準だけじゃなくて的確かどうかということまで子ども・子育て会議が判断するということになると、それだけの責任というか、あるいは権限というかそれがありますので、基準を満たしていても的確ではありませんという判断を下されたら、市長も認可しないということになるんでしょうから、その辺のところの仕組み、ちょっと心配なので、市民から心配ないようにその辺のところの基準、委員会の確認のところをどういうふうに具体的に進めていくのか。誰がやるのか。最終的には誰の責任で判断することになるのか。その辺の説明をお願いします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 地域型保育事業の認可について、誰が判断することになるのかということになるかと思えます。

実際には今回定める基準を事業者が満たしていれば認可となるところではございます。ただし、利用定員に関する部分につきましては、保育量とか需要量、その点の兼ね合いが出てきます。例えばそういった利用定員を認可したいという事業者が申請したときに、供給量のほうが多くなってしまうという場合には認可を認めない場合もございます。ですので、そういった場合には、子ども・子育て会議ですとかそういった会議の方々に意見を聞いて、それを認めるかどうかということをお勘案する場合もございます。ですので、基本的には基準を満たしていれば認可は市が行うという形になります。以上です。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういう問題出てくると思ったから私聞いたんですよ。そして、そのときに最終

的に誰がというと、今の時点では、ということは毎年人口減少というか少子高齢化のこともあるし、子育て関係ばかりじゃなくて学校とか予備校とかも人口減少によって事業縮小、そうすると学校の認可なんかでもほとんど認可制度だから、基準が合っていれば認められるのはいいところなんだけれども、潰れてくるところがこれからの時代はいっぱい出てくるんだろうということで、なかなか基準に合っているけども認可しないという傾向が出てくるから、その辺のところの考え、基準を満たした事業者の数が増えてもやっぱりそれはだめと、認可という考え方からすれば断れないはずなので、あとはその事業間の競争でサービスのいいところが残っていくという考え方なのか。あくまでも認可するのかというその辺のところの問題がこれから出てきそうな気がしたので聞いたんですよ。それで、最終的に子ども・子育て会議が権限を持って決めるのか。あるいは最終判断は市長なのか。市長は上がってきた答申だからということになると、その辺のところ実際に責任を持って認可するのか、その辺のところ。今の説明だと、供給量オーバーしたときはなんていうことになると、新規のところはもう出てこなくなる可能性があると思って聞いたんですけども、そういうことはないんですか。お願いします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 先ほど子ども・子育て会議などの委員の方々に意見を聞いてということになりますと申し上げました。

まず、委員の方々への意見を聞いてというのは協議になります。ですので、最終的な判断は市が行うという形になります。それと、供給がふえた場合に認可しないということにつきましては、やはり事業所の方についてはこの地域にどの程度の保育の需要があるのか、あるいは施設があるのかということはある程度調べてはおるかと思えます。逆にそういったことが多分あるかと思えますので、やはりそういったときには率直にどの程度の需要と供給にありますということは、事業所の方には伝えていきたいと思っております。

○西村委員長 志子田委員。

○志子田委員 平行線の話は余り言ってもしょうがないので、これはわかりました。一応確認だけしましたので。

それから、別なことを聞きます。68号の社会福祉事務所設置条例で、No.20の16ページからずっと書いてありますね。条例の5カ所にふえて、「地域包括」の声あり）地域包括か、これ。社会福祉事務所設置条例ね。ごめんなさい。そうすると、大体45ページからの地域包括

センターの増設についてということで、こちらは特別会計だね。じゃ、そこまで今会計までのかかわるところの質問だということで、以上私の最初の1回目の質問を終わります。

○西村委員長 内形副市長。

○内形副市長 先ほどご要求ございました資料につきましては、準備ができましたのでこの場で配付させていただきたいと存じますが、お諮りをお願いします。

○西村委員長 ただいま当局より申し入れがありました追加資料の配付については、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、追加資料の配付をすることに決しました。

それでは、追加資料の配付をお願いします。

それでは、質疑を続けます。ご発言をお願いします。

高橋委員。

○高橋委員 この追加資料を要求した原因は、次の60号の塩竈市保育所条例一部改正についてで、国の基準沿ってということでこれから進められるということなので、それにつけても国の基準とそれに沿うという本市の基準との内容が明らかにされていなければ論議できないなと思って、資料の提出を求めたわけです。

それで、お伺いしたいのは、配付された資料の5ページになるんですが、家庭的保育事業、この家庭的保育補助者、国の基準から3行目にあります家庭的保育補助者、市長が行う研修を修了した者、また資料で言いますと7ページのこれも上から2行目の保育従事者、これは小規模保育事業、いわゆるB型ですけれども、これも保育士資格を有しないものについては、市長が行う研修を修了した者とこのように定めております。

さらに、8ページの小規模保育事業C型、これを読みますと利用定員6名から10名なわけですが、このC型というのは、これは保育士資格者が一人もいなくてよい場合すらあり得るとそういうふうに見えるわけですが、そしてまたこの場合、市長が行う研修というのはどの程度かといいますと、これは内閣府が発表した厚労省の第1回の検討会議で、この研修というのは共通研修が10時間程度、各保育の専門研修が5時間から15時間程度と、合わせて15時間から25時間という非常に短時間でこの保育に従事できるというわけです。

私もいろいろ調べたんですが、厚労省の調査では、こうした保育士としての有資格者の少ない保育施設の死亡事故というのは認可保育所の2倍だということは、これは厚労省の発表で

す。2年以上専門的、体系的に学んで国家資格を有した保育士による保育というのは、保育の内容はもちろんですが、安全の上でも大切だということがここでもわかるかと思えます。

かつ、また市の基準は国の示す方針に基づき条例で決めることになっております。従うべき基準というのは最低基準なので、それより上にすること、これは市の判断でできるわけです。現在のこれらも私たち求めていきたいと思いますが、認可保育園の基準を下回らないように当然するべき、そしてまた保育士資格を持った人に小規模保育事業でも限定すべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。当局にお伺いいたします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、先ほど家庭的保育補助者、市長が行う研修を修了した者、あるいは家庭的従事者等という形でのご質問でございました。

この市長が行う研修の部分につきましては、市が行うもの、あるいは市が指定した都道府県、あるいはその他の機関が行う研修も含むものでございます。ですので、県内市町村同じような状況にはあるかと思えます。そういった関係で県内で行われる研修等もあるということであれば、そういった研修も活用していきたいと考えております。

そのほかに有資格者でない方が行った小規模、家庭的保育事業等においては、民間の方が認可保育所の2倍の危険度があるという内容でございます。やはり保育士資格のないということで意識が不足しているという部分は確かにあるかもしれません。ただ、やはりそういった研修をしていって、どういった対応をしていくのかということを見きわめながらそういった従事者の方を認めていくと、どうなのかということを見きわめながら認めていくという今回の制度でございますので、そういった形で今回は国の基準どおりということで判断したところであります。以上です。

○西村委員長 高橋委員。

○高橋委員 ほかにもお伺いしたいことがあるのでこれ1つには絞りませんが、要するに保育士資格の規制緩和保育基準、規制緩和を行って保育費を引き下げて量的拡充を図ると。これは、塩竈市では木村課長に先日お伺いしたんですが、9月1日現在で待機児が14人ということなわけですけれども、全国的にはこれは去年の12月調べだったか、4万四千何百人ということで、こういう規制緩和をして、保育士でなくても保育に参入できると。しかも、保育所を置ける場所、これは例えば附属する外の避難階段がなくてもいいとか、こういう施設面での基準緩和もして、要するに主に待機児童が物すごくいるのは大都市なわけで、こうい

うところで株式会社がどんどん入っていくというような、そこで待機児童を解消しちゃおうと。しかし、これはこれで量的拡充を図るといのは本末転倒で、先ほど申し上げたように子供の命にかかわる大問題だと私は思うんです。施設の種類が違って、施設や職員の基準というのは同じとすべきだとこれが私は大前提だと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 先日厚生労働省から家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについてという通知が9月2日付で届いております。その中では、保育士資格のない従事者を置く事業者においては、できる限り保育士の資格を進めていくよという表記もございますので、本市としましてもこういったことを事業者にはお話ししていきたいと思っております。

○西村委員長 高橋委員。

○高橋委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、現実には保育資格を有していても保育士として働いていない方もかなりいらっしゃるというのも、この間河北新報に書いてありました。そういう方たちをこういうふう採用するという方法ももちろんあるということはあるんですが、とても足りなくて、もしこういう規制緩和を進めていけば、そういう場合にはやっぱり保育士の資格を得るといっても現状では2年以上かかるわけですから、きちんと資格をとるためにはなかなか難しい問題だということで、私はちょっとこれはとても了承し兼ねる、承認し兼ねる重要な問題だと思っております。

2つ目に、保育時間についてお伺いしますけれども、これは保護者の就労状況をもとに受け入れられる保育時間の上限が決められるという今度の新制度のわけですけれども、保育の必要時間の認定を受けると。就労状況に。今と比べて保育を受けられる時間が少なくなることがないかどうか。これは確認です。ご確認したいと思います。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 保護者の方の就労時間の関係でございます。就労時間については、厚生労働省の就労時間の市町村が定める時間がございます。1月において48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上保育することを常態とすることという定めがございます。

塩竈市の場合には、これまでも64時間という規定がございます。ですので、今現在考えているところでは、その64時間を就労時間ということを考えているところです。最終的には、子

ども・子育て会議とかそういったところで意見を聞いて定めることにはなっております。

○西村委員長 高橋委員。

○高橋委員 いただいた資料の3ページなんですけれども、一番下の枠に食事提供の特例というのがあります。その次の横書きでも5ページ以降の保育事業の型によっても皆この給食については書いてあるわけなんですけれども、3ページを見ますと搬入する場合でも8行目、その上、7行目、栄養士による必要な配慮、給食の趣旨を認識し適切に遂行できる能力を有する受託者の選定、年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の供与等、食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることと、こういう対応が今度はあらゆる家庭的保育について外部搬入が認められるわけなんですけれども、調理業務も全部委託と書いてありますけれども、こういうアレルギーから何から食事の内容、回数、年齢の発達段階、こういうことが外部搬入で可能なのかどうかということ。それから、食の安全性の問題、アレルギーの問題もあります。それで、現状の例えば認可保育所というのはどうで、そこで給食における保育の差別というのは起きないのかどうかということをぜひともお伺いしたいんですが、これはちょっと取り寄せたんですが、平成20年1月27日に全国社会福祉協議会と全国保育協議会、全国保育士会が国に宛てて保育の質を低下させる給食の外部搬入には反対ですという意見書を出しているわけです。それがこういうふうに関わってしまったわけなんですけれども、こういう外部搬入をどんどん進めていって、給食の安全性の面、栄養の面でも対策というのはきちんと担保されるのかどうかということをお伺いします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 地域型保育事業におきましては、ゼロから3歳未満の幼児を対象にする事業になります。まず、地域型保育事業を始める際には、保育所等の連携施設の確保が必要になってまいります。その連携施設というのは、連携協力を行う保育所だったり、幼稚園、あるいは認定こども園を確保しなければならないという規定がございます。

この3ページの食事提供の特例に記載しております搬入施設になりますけれども、この搬入施設は限定がされております。この3ページの下から5行目のところに搬入施設ということに記載してございます。ここには搬入施設として連携施設、あるいは同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業、もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等、あるいは義務教育諸学校、または共同調理場という規定がされております。外

部からの委託ということで、全ての民間事業者が入れるということではなくて、こういった連携施設なり実際に行っているところの施設から搬入するという形をとりますので、ある程度のやはりその辺の栄養的な部分、あるいはアレルギーに対応する部分については対応できるのではないかと考えております。

○西村委員長 高橋委員。

○高橋委員 そこを行政として責任を持って安全性をきちんと確保すること。さらに詳しく言うと、地域の食材の活用から地域の食文化の継承からそういう問題も含んでくるという大変重要な問題だと私は給食で捉えておりますので、お願いしたいと思います。

それから、先ほど言いました横浜市が8,000人いた待機児童を実はこの子ども・子育て新制度、今度の制度を先取り、先行実施して解消したわけです。8,000人ですよ。横浜の待機児童。塩竈は少ないから何もやらなくていいというわけではなくて、きちんと私は認可保育所に集まるようにすべきだと思うわけですが、そして横浜が一体どういう実態なのかというのをちょっと調べてみたんですけれども、大変なことになっているんですよ。全国平均では認可保育所の企業参入率、株式会社率というのは2%なんです。ところが、横浜ではどうかというと30%、要するに8,000人受け入れるために株式会社がこの子ども・子育て支援制度を先に導入して、小さい保育所をどんどん、要するにマンションワンフロア型というそうです。そういうところに入れて、保育士資格も規制緩和、基準を引き下げて、それで解消すると。要するに、単純に資格や基準を下げてこういう株式会社の参入を進めるというのはいかななものかと。そして、また経団連が何を求めているのかというと、株式会社ですから株主への配当を認めるようにと、保育所についても。そうするとどういうことが起きるかということ、給与削減、人件費削減等が起こってくると。横浜の悪口ばかり言って申しわけないんですけれども、8,000人解消したのは偉いと率直に思います。

人件費率というのは保育所が社会福祉法人ですと70.7%、株式会社の平均は53.2%だそうです。要するにそこまで保育士の給与を引き下げてこういう解消をやっているという、保育士の待遇の面でも大変なことをやっているんだと。これを全国の流れにしてしまおうというのが今回の大もとにあると。それに合わせて今度塩竈市が国に沿って条例を定めようとするというのは、ちょっと拙速に過ぎるのではないかと。

そこで、お伺いしたいのは、来年の4月1日から国としては施行するということ、実施するということですが、塩竈市で来年4月1日から実施した場合、こういう形態に移る保育所、

あるいは参入を予定しているような企業というのはあるのでしょうか。実態はどうなんでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 来年4月1日から塩竈市内の幼稚園、保育所、そういったところについては、今のところ新制度に移行するということはございません。それから、小規模保育事業ですとかそういった地域型保育事業に参入するという企業、あるいは団体、そういったところについては、今のところ問い合わせはございますけれども、実際に出したいと言ってきているところはございません。

○西村委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうなんです。要するに大都市の待機児童解消がこの国の制度の主目的であって、塩竈市の14人ももちろん重要ですけども、現実に4月1日から塩竈市でこういう事業に取り組むということはないわけなんですから、拙速に塩竈市もこれに乗ってしまうという必要はないわけなんです。8月25日に塩竈よりよい保育をすすめる市民の会から市長宛てと議長宛てに子ども・子育て支援新制度への慎重な対応を求める要望書というのが出されていて、この中でも6つある要望事項の1項目め、これで性急な導入、実施をしないよう求める意見書を国に提出してくださいと。全国でも間違いなんです。私は認可保育所の増設で待機児童を解消するのが当然だと思っておりますので、拙速になおのこと塩竈では進める必要は全くないと考えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは、私からも質問させていただきます。

今高橋委員が質問されたところにちょっと重複して、私も質問させていただきますので、資料No.20の14、15ページ、お願いいたします。

今回国の方針として、ことしから消費税も上がったこともありまして福祉のほうにたくさん予算を使おうとということで消費税も上がったわけですけども、これまではほとんどその部分が高齢者の福祉に充てられてきたと。高齢者にかかる予算の11分の1しか子育て支援には回っていなかったと。ここのところを大幅に来年度のこの子ども・子育て支援法の中で大きく子供の支援に向けられているという、私は高橋さんと反対意見で大変このことはすばらしい施策だと思っております。当然国の方針は変わっていくわけでありますから、各自治体、

塩竈市だけ条例をおくらせるというわけにいかないと思いますので、今回このような条例の提案が出されたものと思っております。

その中でちょっとお聞きしたかったのは、今回塩竈市においては幼稚園と保育所がございます。認定こども園もございません。また、家庭内保育所、小規模保育所も実態がございません。私もちょっと調べさせていただきましたら、宮城県でもこの家庭内保育所と申しますか小規模保育所は、仙台、岩沼、亘理、大崎等々でまだそんなに数もふえておりませんが、この家庭内保育所が平成20年でしたか、ちょっと忘れましたがそのあたりから国でも認めてきたとこういった扱いになっている。本当に子供さんを育てる上において、働きながら育てるのは大変だと。しかも、最近は各会社が産休を認める会社がふえまして、まず約1年間ぐらいは産休を認めている会社。1年、その産休を明けたら翌日からもう仕事に復帰できる。しかし、満1歳の子供を預ける場所がないと。そこで、かなりの女性の例えば社会進出することがM字型となっているというのが今の大きな社会現象だと思います。

そういった意味で、今度はM字型の谷間の部分を何とかこれは大都市だけの問題ではなくて、私たちの塩竈市に住んでいる方たちもそういった思いの方はたくさんいらっしゃいます。ただし、今の塩竈市の保育所の実態を見ますと、ゼロ歳から1歳のお子さんを預かる部分がない。ないと言うと変ですけども、保育士の関係もあってなかなかうまくいかない。そこに家庭内保育所、また小規模保育所の必要性が今認められてきていると思います。

それで、この家庭的保育におけるゼロ歳から3歳未満ですね。本当に乳幼児の間に子供を預かってくれると。そこは、先ほど高橋委員がおっしゃったように全てがどこかのビルの一室に閉じ込められるのではなくて、むしろその保育者の家庭の一部を保育室として開放して、そしてまた保育ママといいますか面倒見てくださる方、1人当たり3名と決められて、本当にきめ細かい対応施設ということを知っておりますが、この家庭的保育について、まだまだどのようなものなのかという、ただ子供を預かるというだけでなく、どのような対応をされている保育なのかということをもう少しわかりやすくご説明願いたいと。よろしくお願いたします。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 家庭的保育事業でございますけれども、浅野委員がおっしゃられたとおり3対1の割合で保育を行うという非常に小さな保育事業でございます。1から5人までの定員の中で行う事業でございます。こういった部分があるかということなんです

けれども、やはり家庭的な雰囲気の中で子供たちが温かい気持ちの中で育てられるというよい点があるかと思います。なかなか内容的にわからない部分もございますけれども、そういった小さい事業所なりによい点というのはあるかと思います。この程度の回答しかできません。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 課長を助けるわけではございませんけれども、こういった声がございます。子供の数が少ないので、一人一人の発達の状況とかその子供さんの興味と関心、また体質とか体調の変化に気づきやすいと。そして、例えばゼロ歳から3歳の1人、2人、3人という数になりますと異年齢ですよ。赤ちゃんとして寝ている子もいれば、動き回る子もいる。やっとなんかよちよち歩きで離乳食が始まる子もいると。そういった異年齢の子供さん、いわばそれこそ家庭的な兄弟のような中で、お母さんのような保育ママがその子を見てくれて、そして近所の公園に行って遊ばせたり、またそこには地域の方たちもいて普通のお子さんに対応するようになさると。

保育所と何が違うのかというと、保育所では全部年齢ごとに部屋を分けてしまいます。そうなってくると、その上の子供さんたちの行事に合わせて小さいお子さんたちが待っていなければならないことも多々あると思うんですね。でも、そのゼロ歳から3歳までというのは、本当にこれは社会というか地域に出るよりも家庭の中で、本当に家庭的な雰囲気の中で育てられていくというのが必要とされています。

また、人数も少ないので、保育者と保護者が本当に必要なコミュニケーションが図られる。そういった意味で、保育士の場合は一週間に50人、70人という数の中での1人の保育士が5人、10人、15人の子供たちを見て、お母さんたちとの触れ合いの時間もなかなか短いと。そういう中で、本当に家庭的な雰囲気の中で子供を安心して任せて育てられる。これは必要でなければ幾ら規制緩和をしたからといって、子供を預ければいいというだけでこのようなニーズはふえてこないと思います。そういった意味で、ぜひ県内でも4カ所、仙台にも何カ所かはあるかと思いますが、こういった4つの地域でやっているということですので、条例を市がつくっていく場合、やはり家庭的保育所とか小規模保育所のそういった実態もぜひごらんになっていただいて、参入する側の中身を精査していく上にも実態を知る必要があるのではないかなと思いますので、その点はひとつお願いしたいと思います。

このことだけ質問するわけにまいりませんので、あわせてちょっと15ページの放課後児童健全育成事業、これをちょっと確認したいんですが、今全国でこの放課後児童の会場と場所が

平成25年の5月1日時点で2万1,482カ所あって、児童数は88万9,205人いるという。運営の主体が公的な部分と民間の部分があると。今回このような基準を設けている上において、本市も今後民間の参入も考えられているのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を提案しまして、本市におきまして今現在行っているのは、そういう意味で塩竈市が行っている放課後児童クラブと、今現在基準に沿っているのかどうかということ、幼稚園で1カ所、卒園した児童を対象に行っているところもございませう。小学生を対象に行っているところもございませう。それが放課後児童クラブに該当するかどうかというのは、今回の基準と恐らく見比べていかななくてはならないところだと思います。このほかに民間で参入するかどうかというのはこれからの話にはなってくるんだらうと思ひますけれども、今のところ民間で参入するとか、したいとかという話は聞いていないところもございませう。そういった民間が入りたいというときには、こういった基準を照らしながら対応していく必要があるのかなと考へています。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 お昼になりましたので、あと2点ほど手短かに聞きたいと思ひます。水痘のところ、いいんですね。ページ数20の33、ワクチン。いいですね。水痘です。

今回の接種が定期接種になったということでこの背景をお聞きしたいことと、それからその水痘ということについてちょっとなかなか昔はよく聞いたんですけれども、最近の状況はどうか。重篤性の場合、どのような状況になるのかちょっとお聞きしたいと思ひます。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 ご質問いただきましたのは、背景と現在の状況ということでございませう。

まず、背景については、国で従来から水痘、それからおたふく風邪、B型肝炎、成人用肺炎球菌の4ワクチンにつきまして、これまで定期接種化ができないかということが審議されてまいりました。その結果、26年度、本年度でございませうが、10月1日から水痘と成人用の肺炎球菌ワクチンの2ワクチンについて定期の接種の実施と至ったということでございませう。

また、2つ目のご質問でございませうが、水痘についてでございませうが、病気の中身でございませうが、いわゆる水ぼうそうと言われているものでございませう。帯状疱疹ウイルスというウ

ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気でございます。空気感染とか飛沫感染、それから接触感染によって広がるということでございますが、潜伏期間が感染から2週間程度ということでございます。発疹の発現する前から最初に発熱が認められるということで、典型的なことでございますが、発疹、それから皮膚の表面が赤くなるとか、それから水疱、膿疱を経てかさぶたになるということで治癒されていくというものでございます。重症化ということでございますが、一部重症化するということがございまして、近年の統計でございますが、日本においては水痘を年間約100万人程度が発症してございます。うち4,000人程度が入院されて、20人程度が残念ながら亡くられるという推定がされてございます。水痘については、主に小児の病気ということでございまして、9歳以下の発症が9割を占めると言われている病気でございます。以上でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

もう1点だけお聞きいたします。

国保のデータヘルスの計画策定事業、43ページ、お聞きしたいんですが、ここはいいですか。

ここはだめ。じゃ、以上でございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 私も1点だけで。区切られていますので。

まず、60号、いろいろ説明受けてわかったんですが、それで例えばページで言うと資料の4ページで、保育所利用手続の流れというのはこれはわかるんだけど、これは普通今住んでいる方だと思うんだけど、例えば転居されてきた人等の対応もこのぐらい、例えばこれで見ると1カ月半ぐらいかかるのかなと心配したのね。この流れを見ると。ということじゃないんですか。例えば転居してきて保育所に入れたいんだという、こういうものを利用したいんだという方が来た場合、認定書の交付までどのぐらいの日数を考えているんですか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保育の必要性の認定とそれから利用者の保育所の利用申し込みについては同時に行うことができますので、保護者の方が来られるのは1回で済むという形にはなります。その後申し込みがありましてから認定書の交付までには、恐らく1カ月までかからないだろうとは考えております。ですので、その認定書の交付については、その程度で済むと思います。ただ、その後の利用調整とかが入ってまいりますので、その辺

の利用調整の部分がどこの保育所に入るのかそういった部分を考慮しながら、この子はどこの保育所に入れるとかそういったことを割り振っていくような形になりますので、その部分では若干時間がかかるのかなという考えでおります。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 私はもっと機能的に例えば転居されてきた人が申し込むと。すると、住所がわかるわけですよね、大体。すると、その地域にはこういう保育所がありますよという提供もされれば、もっとスムーズに行くのではないかと思うのね。それが、この規定どおりに進めて1カ月もかかるというんだから、せっかく例えば親が働く場を持って働くためにこっちに転居するとすれば、かなりこれはその家庭に負担がかかるのではないかなと思うんですよ。手続上、そんなにもなぜかかるのかなというのが疑問なんです。1カ月とかと言われたら、だったらすぐ入りやすい仙台とか多賀城に行くと言われたら、それこそせっかくのサービスが台なしになるのではないかなという心配をしますので、そういった手続の簡素化、認定の簡素化というのはないものなのか。全部もうルールどおりに必ず1カ月かかるというのでは、ちょっとお粗末な子育て支援になるのではないかなと思うので、その辺の考え方、どうなんでしょうか。

○西村委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 大変失礼いたしました。ただいま説明した1カ月程度と申し上げたのは、年間の年度初めの利用申し込みに関する部分で1カ月と申し上げてしまいました。

転居によって来られた方については、少人数でございますのである程度書類がそろっていれば、例えば就労しているという会社からの証明書ですとかそういったものがそろっていれば、ある程度の日数もかけずに認定書は交付できると思います。そういったことですので、回答を間違えまして申しわけございませんでした。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 間違っただけではなく、ルールどおりにしようとするとうなるのかなと思います。だから、例えば4月以降あたりに入ってきた場合、保育所の定員だのというのももうわかっているわけだから、この地域だったらこういうのがありますよとかそういう積極的な情報の提供というのをされれば、この事業だってもっとスムーズに行くのではないかと思いますので、その辺いろいろな情報を提供していただいて、この制度が利用しやすいようにお願いし

たいと思います。よろしく願いしておきます。

69号関係で、先ほどワクチン、私は肺炎球菌ワクチンの予防接種についてのみちょっと。これを見ると5年間云々と書いてあるんですが、かなり有効性のあるワクチンなんですか。それとも、人によっては4年ぐらいで消えてしまう人がいるのかなど。必ず5年間という期間を置かなくてはだめなのか。その辺の考え方とこのワクチンの効能というんですか、効用というんですか、その辺をちょっとお知らせください。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 肺炎球菌の効能ということでご質問いただきました。国でまとめました内容でご説明申し上げさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンの効果の定義とか、それから接種年齢によっても持続性の評価はさまざまであるというのが実態のようでございます。65歳から74歳の接種後3年から5年のそういった肺炎球菌の感染症に対する要望効果を評価いたしました報告によりますと、接種者の約71%に効果があると認められているといった報告がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 効果があるのはわかるんですが、私が心配するのは、副反応等の頻度が高く程度も強いため再接種を回避したりする場合もあるよというから、そういった注意事項をちゃんと守ってやるのはもちろんだと思うけれども、子宮頸がんみたいに後遺症だのなんだのとなると困るから、そういう心配はなくて、この5年間だったら5年間守ればある程度の安全性というのが確保されるという理解でいいんですか。

○西村委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 現在のところ、国の考え方としては今委員さんが言われたようなことでよろしいかと思います。

ただ、5年受けた後にもう一度定期接種が可能かどうかということについては、引き続き国で継続して審議されるということでございますので、今後情報がありましたらお伝えしていきたいと思います。

また、予診票等を対象の方に送ります際には、予診票と別の紙を同封しまして、そういったことのリスクのご説明を申し上げた紙を説明部を1枚同封して、周知の徹底を図りたいと考えてございますのでよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 何か時間が過ぎているので、以上で終わります。

○西村委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、議案第60号、65号ないし第69号についての質疑はこれにて一応終了いたします。

次に、議案第61号、70号、72号ないし74号について質疑を行います。各委員の発言をお願いします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、先ほどデータヘルスについて質問しようと思いましたが、資料No.20の43ページ、お願いいたします。

今回国保で、大変私はこのデータヘルスの計画は本当に行っていたらいいなと思っておりました。塩竈の住民の方たち、本当に国保が高いという話もありますが、この給付金が膨大な金額になっていると、私も後期高齢のほうにも行っておりますけれども、やはりそういった意味で高齢者の方たちもかなり4大疾病ですか、心臓病からそういった部分の給付が多いというのも聞いております。ですので、こういった部分でデータヘルスを調査してもらうというのは大変ありがたい事業だと思っておりますので、まずもって感謝いたします。

それで、このPDCAの中の最後の改善の部分ですね。保険事業の修正という部分で、どのような修正を図っていくのか。まず、国保だけで成り立つものではないと思っておりますので、ほかの機関とのどういった連携を図っていくのか、その辺のことをまずお伺いしたいと思っております。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 国保データヘルス計画について、このPDCAサイクルの部分の最後の改善という部分でご質問いただきました。

まだ、Pの部分もできていない現状ではございますが、まずこちら順を追ってご説明申し上げますと、まずは今回Pの部分のデータヘルスの計画をつくらせていただきます。その中で、本市としてどの分野に重点的に事業を持っていくか。こちらで健康づくり、医療費の適正化という部分、どこが効率的、効果的なのかという部分を洗い出した上で実施、Dの部分ですね。その後の評価という部分ですが、こちらについては、やはり実際のレセプト等の点検をもう一度させていただいた上で、市の機関だけではなくて例えば国保連に設置されます外部の評価委員会、そういうところでの評価も一定程度いただきながら最終的にこのアクション

ョン、本当に塩竈市としてやったものが効果があったのか。なければ、その部分、じゃ、どういうやり方にすればいいのかということをもう一度洗い直す必要があるという部分で考えております。

ただ、具体的に申し上げますと、今のところまだ実施をしていないという分析ができていない状態なので何とも申し上げにくいんですが、ただこちらのP D C Aの各部署におきまして、実績のデータ、実際の分析データであるとか実施した事業の効果という部分につきましては、逐一市民にも公開しながら、あとは保健センター等の事業の中でもそういった実績を活用していただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

本当にこれから始まる事業ですので、期待を申し上げておきます。本当に高齢化も進んでおりますし、またさまざまな生活習慣病もふえております。そういった意味で、しっかりと今の塩竈市民の健康状態を確認するということが大変大事な事業かと思っておりますので、実施して改善に至るまでの間、本当にあらゆる機関と連携を図っていただきながら、今言ったようにやっぱり市民の方にこういったことが公開されるというのが大変大事だと思っております。やはり自分の健康、自分の体についてまず自分自身が認識していく。そこから健康の第一歩が始まっていくと思っておりますので、ぜひこの事業は頑張ってくださいと思いますのでお願いいたします。

続きまして、45ページの地域包括支援センターの増設について伺います。

今回の地域包括支援センター、今の3カ所から5カ所にふえるんですね。そして、市の長寿社会課は、これまでと違って調整役といいますかコーディネーターの役目を果たしていくというお考えかと思っております。

そこで、2点ほどお伺いしたいのは、これから西部、南部、また北部も2カ所に分かれ、そして浦戸にもということで、この設置場所といいますか、それはこれからの応募でしょうけれども、どういったところをお考えで、また委託というのは今介護事業者がたくさん市内にもございますが、そういった部分の方たちの対応でお考えなのか。また、マンパワーについてどのように考えていらっしゃるのかということをもっとお伺いしたいと思っております。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 地域包括支援センターの設置場所についてまずご説明いたしま

す。

これから10月下旬ごろだと思うんですけども、今回の委託、市内4カ所、西部、南部、東部、北部1、2ということで、その4カ所について公募する予定になっています。これまでも西部地区と北部、受託されているんですけども、毎年毎年随契でございました。それで、今回地域包括ケアシステムの構築ということで2025年を見据えてという国の制度になりましたので、一度土俵を同じくして10月に公募したいということがございます。

場所的なものなんですけれども、提案する事業所で、こちらとしてはできるだけその地域内の中心部ということが理想なわけですけども、それぞれ事業者の都合があると思いますので、そういったところを採点に若干加えていく必要があるのかなと考えております。

それと、マンパワーの関係なんですけれども、当然地域包括支援センターの言われた3職種、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、こちらが3職種なんですけれども、そのほかにはなかなかそういった資格の関係でちょっとハードルが高いということで、国では準ずるという言葉を使ってございます。募集する際は、そういった3職種のほうが意外と点数が高いのかなと思うんですけども、準ずるでも十分やっていける事業なのかなと思ってございます。

それと、新たな長寿社会課に係をつくるということで、できればその5センター、浦戸地区を含めて5センターなんですけれども、そちらのほう今後ますます重要になってくる場所がございますのでそういった指導も兼ねて、なお今回医療と介護が特に大事ですので、そういった民間の老人クラブなりNPO、こちらなかなかNPOはそろっていませんけれども、そういった事業所の掘り起しをして地域で支えていくということがございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、もう1点だけお聞きいたします。

これまでは例えば介護の申請については、地域包括支援センターには申し込み用紙は置いてあります。ただし、実際に申請する場合はこれまでと同様に壺番館に行って申請してくださいという形になっていましたが、今回地域に5カ所分かれます。それは、その地域にお住まいのご高齢者の方たちの日常生活の見守りとか、さまざまなご相談に対する対応はできると思うんですが、これまでどおりこの介護の申請はやはり壺番館に来て申請するという形をとっていかれるのか。その辺、確認したいと思います。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 申請につきましては、包括支援センターがございますのでワンストップということで申請は包括支援センターで、申請の受理は市なんですけれども、包括支援センターで受け付けできるということになってございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 じゃ、確認いたします。わざわざというのは変ですけども、浦戸の例えば包括支援センターで申請はできるという考えでよろしいんですね。ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

菊地委員。

○菊地委員 確認なんですけど、今の包括支援センターのことですが、47ページの高齢者数の推移となっているんですけども、26年、ことしの3月から来年までだと324人がふえますよというんですけども、そんなものなのかなというこの数字ね。27年から28年には235人、28年から29年度は146人という人数増がなるというんですけど、この数字というのは何の根拠でこういう数字が出てきているのかなというのをお知らせください。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 人口の推計についてお答えさせていただきます。

塩竈市の人口、26年3月末現在で1万6,577人ということであります。国立の社会保障・人口問題研究所、こちらで5年に1回ずつ推計している数字がございますので、そちらをもとにして独自に推計している数字ということであります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 その推計だと言うんですけども、若い、新生児というか生まれる人が少なくて、長寿社会になって高齢者がうんとふえるから、このセンターの人口は確かに減るかもわからないけれども、高齢者数というのは逆に横ばいか若干微増ぐらいにある程度は推移するのではないかなと思って、全体の人口は確かに減少すると思うんですけど、高齢者は逆に団塊の世代がなくなっていくのでふえていくのではないかなと思います。その根拠というのは、やっぱり今5万7,000人の人口とすれば選挙人名簿で言うと4万8,000人ぐらいだから、そうするとゼロ歳から19歳までがわかるわけだっちゃん。そうすると、この数字というのがちょっと信憑性に欠けるかなと思いました。

先ほど浅野委員がお話ししたんですけど、いわゆる東西南北とすればある程度その人数でする

よりも委託の業者によっても場所等変わると思うんですが、ある程度業者の選定に当たっては利用しやすい場所、そしてその地域に配慮した事業所を委託するようなお考えを持っていると思うんですけれども、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○西村委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 事業所の設置場所についてなんですけれども、こちらの希望としてはできるだけこの辺にということで、例えば西部だったら大体あの中心部ということになるかもわからないんですけれども、やはり進出する事業所の都合というものがございまして、あとはセンターは置きますけれども、ほとんど車で10分ぐらいでご家庭に訪問できるということもあわせて、こちらの希望としては中心部ということではちょっと考えられないのかなと思っております。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 介護の相談の中心となる包括支援センターですので、もし利用する方がいたら利用しやすい場所等推進してもらえればなと思っています。

脳ドック関係は、この間説明を受けて市立病院もその候補者に入りますよというのを聞いたのでそれはいいと思いますので、この事業を推進して脳疾患の方が一人でも減るようさらなる広報とかそういうのをさせていただくと助かりますが、そういった脳ドックの検診というものの広報のあり方だけちょっとお願いしたいと思います。

○西村委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 脳ドックの広報のあり方ということでご質問いただきました。

脳ドック助成事業につきましては、まず受診対象になる方に対しましては、受診券を直接皆さんに郵送でお送りするように考えております。ただ、こういう事業がありますという部分で、ことし受診の対象にならない方たちに対してもやはり広報活動はしなくてはいけないと考えておりますので、そちらにつきましては、市の広報誌、あるいは国保事業に関しましては、特集号というのを別に発行するのを今、年2回程度考えておりますのでそちらのほうでも詳しくと。あとはマスコミ等に対しましても、定例の記者会見等で周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 最後にします。

74号、市立病院の医療機器整備に関するといういろいろ今脳ドックの話題も出たんですが、

最新型のMRIだのそういった考え方も視野に入れての今回の整備の次は新たなそういった更新していくというこの考えでいいんですか。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院業務課長 MRIの機械は非常に高額でございまして、2億円から3億円となっております。それも長期的な計画の中で入れ込みながら今院内で全体で計画をつくっているんですけども、起債といえどもお返ししなきゃいけない部分が出てきますので、償還計画と収支計画を見据えながらMRIについてはもう少し先を考えてございまして、今回はこの喫緊に必要な3,500万円の部分をまず購入させていただきますまして、MRI、CT、そういった高額医療については、その後ということで考えていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回機器の購入だということなのでなかなか言いづらんですが、先般大崎病院のオープン前にちょっとお話を聞いたんですが、やっぱり3DみたいなMRIがあつて、そういうもうどこに病症というんですか、あるかとそこまでもうちゃんと形もわかるようなそういうのを導入していますから、どうぞ体調悪くて調べたい方はとそういう宣伝していたものですから、やっぱり今回利府に病院をオープンしてあつちの機器が新しいよと言うと、データなんか見るとMRI等の利用者が減っているようにも見えますので、やっぱりこれは都市間競争もあるんだけど、病院だって病院の競争のというのがあつてしかるべきだと思ひますのでそういった意味で、採算のこともわかるんだけどやっぱり稼ぐという悪いんですが、そういう機器をいち早く導入してやっぱり地域住民に信頼された医療を提供するには、そういった医療機器も必要じゃないかなという思ひがあるので、今ちょっと余計なことなんですけど、年次でそういうのを考えていくのかという質問をしました。やっぱり自分も患者となれば新しい機器で負担が少なくて診療してもらうのがいいなと誰だってそう思うので、そういった方向性にぜひ進んでいただくよう強く要望して終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後0時35分 休憩

午後0時36分 再開

○西村委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第60号、第65号ないし第67号について採決いたします。

議案第60号、第65号ないし第67号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 多数であります。よって、議案第60号、第65号ないし第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、第68号ないし第70号、第72号ないし74号について採決いたします。

議案第61号、第68号ないし第70号、第72号ないし第74号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 全員であります。よって、議案第61号、第68号ないし第70号、第72号ないし第74号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時38分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男